

# 委託を受けて農作業を行っている方について、 軽油引取税の免税が受けられます。(平成 20 年 6 月 30 日～)

対 象 : 農作業のうち基幹的な作業(※)のすべての委託を受けて農作業を行う者で、トラクタ、耕うん機、コンバインなどの機械の動力源に使う軽油の軽油引取税

※ 基幹的な作業とは、もっぱら機械を使用して行われる作業をいいます。  
(例えば穀作については「耕起、代かき、植付、刈取、脱穀」など。)

他の作物については、県税事務所へお問い合わせください。

手続き:①農業委員会に「耕作(農作業受委託)証明願」、「受委託契約書」を提出し、証明書の交付を受けてください。

②県税事務所へ①の証明書を添えて免税軽油使用者証、免税証の交付申請を行ってください。(申請には機械のカタログや写真が必要になる場合があります。)

◎すでに免税軽油使用者証・免税証の交付を受けている方で、農作業の委託により耕作すべき農地がなくなった場合は、県税事務所に免税軽油使用者証・免税証を返納してください。

詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

桑名県税事務所	課税課	0594-24-3613
四日市県税事務所	課税一課	059-352-0577
鈴鹿県税事務所	課税課	059-382-8662
津総合県税事務所	課税一課	059-223-5026
松阪県税事務所	課税課	0598-50-0511
伊勢県税事務所	課税課	0596-27-5132
伊賀県税事務所	課税課	0595-24-8024
紀州県税事務所	課税課	0597-23-3419